

衆議院文部科学委員会ニュース

【第204回国会】令和3年1月26日（火）、第1回の委員会が開かれました。

- 1 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）
 - ・萩生田文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。
 - ・萩生田文部科学大臣、橋本国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・畑野君枝君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新 反対－共産）
 - ・白須賀貴樹君外3名（自民、立民、公明、維新）から提出された附帯決議案について、菊田真紀子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新 反対－共産）
（質疑者）根本幸典君（自民）、浮島智子君（公明）、牧義夫君（立民）、笠浩史君（立民）、吉川元君（立民）、畑野君枝君（共産）、藤田文武君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

根本幸典君（自民）

- 我が国の大学の研究環境の整備を進めるためのファンド（大学ファンド）の創設について
- ア ファンドを国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に創設する趣旨
 - イ ファンドの運用方針及び収益の見通し
 - ウ 10兆円規模の同ファンドの早期実現に向けた萩生田文部科学大臣の決意

浮島智子君（公明）

- 大学ファンドの創設について
- ア ファンド創設の趣旨や目的及びその実現に向けた萩生田文部科学大臣の決意
 - イ 長期かつ安定的に資金運用を行うための人材の確保及びJSTのガバナンスの確立方策

牧義夫君（立民）

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催について
 - ア 大会に係る令和2年度第3次補正予算の感染症対策等経費の具体的な内訳
 - イ 大会の開催等を判断する基準
- (2) 大学ファンドの創設について
 - ア ファンド創設に係る令和2年度第3次補正予算財源の調達方法
 - イ 研究力強化という国家的命題に係るファンド創設を今回の補正予算で行う理由
 - ウ ファンドの具体的な運用方法
- (3) コロナ禍における文化芸術関係者への実情に即した支援方針

笠浩史君（立民）

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催について
 - ア 無観客あるいは観客上限数を設けるか等、開催方針を決定する時期

- イ 聖火リレーの実施に係る新型コロナウイルス感染症対策を含めたガイドラインを大会組織委員会
が示すことの確認
- ウ 大会の実施に向けて国民に丁寧な説明を行う必要性
- (2) 大学ファンドの創設について
 - ア ファンドを通じた助成により目指す大学像
 - イ ファンドによる助成対象大学の選考方法及び併せて既存制度による大学への支援を引き続き行う
必要性
 - ウ J S Tに新たに置かれる運用業務担当理事の重要性

吉川元君（立民）

大学ファンドの創設について

- ア 我が国における若手研究者の減少及び研究開発基盤の弱体化の要因
- イ ファンドによる助成と併せて既存制度による大学への支援を引き続き行う必要性
- ウ ファンド創設に係る財源の調達方法
- エ 今回のファンドへの貸付けは財政融資資金法の目的に適っていることの確認及び同様な形で財政
融資資金を活用している事例の有無
- オ ファンドの資金が財政融資資金から参加大学等からの出資中心へと移行することについて
 - a 移行の時期及び移行に向けた工程表の有無
 - b 想定している出資大学数及び出資額
- カ ファンドによる助成対象大学及び助成額の決定方法
- キ 運用損が発生した場合の責任の所在及び対応方針

畑野君枝君（共産）

- (1) 大学ファンドの創設について
 - ア ファンドの創設が大学の財政基盤強化につながる根拠
 - イ 元本割れするような運用損が発生した場合の対応
 - ウ 大学からの拠出金にも損失が発生する可能性
 - エ ファンドの資金運用方針及びファンドが公的マネーによる株価対策の手段とされる懸念
 - オ 運用資産に係る情報公開の方針
 - カ ファンドによる助成対象大学の想定及び助成が大規模大学に限定される懸念
 - キ 研究力向上のため研究力の裾野を広げる支援を実施する必要性
 - ク ファンドの創設により国立大学法人運営費交付金や私学助成が減額される懸念
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する学生への支援を継続する必要性

藤田文武君（維新）

- (1) G I G Aスクール構想について
 - ア 高校生にも1人1台の端末を整備する必要性及びその整備期限
 - イ 令和2年度第3次補正予算の高校生向け端末整備支援における低所得世帯の対象範囲
 - ウ 高校生への端末整備に地方創生臨時交付金が活用できることを各自治体に周知する必要性
- (2) 大学ファンドの創設について
 - ア 運用益に係る見通し
 - イ 助成対象大学の要件及び助成業務の透明性や公正性の担保
 - ウ 助成業務の制度設計を先延ばしにして、ファンド創設を先行することの妥当性